

平成 20 年 1 月 23 日

(社)日本医師会

会長 唐 澤 祥 人 様

諫早医師会

意 見 書

現在、政府・自民党が法制化に向けて準備中と伝えられる、「医療安全調査委員会（医療安全調）」について意見具申させていただきます。自民党が発表した「診療行為に係る死因究明制度等について」によれば、創設が謳われている新組織、医療安全調は、医療事故の再発防止、医療紛争の解決に資さないばかりか、医療従事者の責任追及、断罪をめざした極めて危険な組織になろうとしております。このまま医療安全調が制度化されれば、医療紛争は激化し医療現場は萎縮して、一気に医療崩壊が進むのは明白であり、われわれ医療現場を預かるものとしてその設立に強く反対するものであります。

われわれは、日本医師会執行部に、医療安全調に係る現計画を見直すとともに、現場の医療従事者の意見を聞いて、患者・国民と医療従事者がともに満足できる制度を構築するよう、政府に働きかけることを切望いたします。

なお別紙に、現在計画されている医療安全調の問題点を列記させていただきます。

医療安全調の問題点

- (1) 医療が本来的に持つ不確実性を考えれば、診療関連死か否かという判断はきわめて困難かつ非現実的であり、その届出を制度化して報告を強いることは、医療従事者の精神的・肉体的負担を増大し、医療現場のさらなる疲弊を招く。
- (2) 事故調査の領域では調査結果を不利益処分に用いないことは国際的常識であるが、現計画では医療安全調の調査報告が行政処分に直結しているのみならず、民事、刑事手続きとも連動している。このような制度では、医療事故の原因究明が困難となるばかりか、事故当事者の隠匿と相互不信を助長し、医療従事者の士気の低下と逃散を促し、我が国の医療は萎縮・荒廃する。
- (3) 医療事故の原因究明は純粹に科学的問題であり、被害者感情のケア、法的判断とは独立して行うべきである。
- (4) 厚生労働省内に医療安全調を設立し、同省が調査権と処分権を併せ持つことは、「医療の正しさ」を同省が判断する国家統制を招き、医療の発展を阻害する。厚労省は平成 18 年の医師法改正（第 7 条）で既に医療現場への立ち入り検査権限を獲得しており、現計画通りに医療安全調が設立されれば、行政処分のための「医療警察」として機能する可能性がある。